

ミドルベリー大学日本校との連携協定について

インバウンド観光という新たな領域の取組みの推進が必要となる中で、平成27年度にアメリカ合衆国バーモント州に所在するミドルベリー大学を中心とする留学生が本市を訪れ、ギャラリーロード商店会との協働によりインバウンド対策の検討を行ったことを契機として、これまで継続して、フィールドワークを通じた本市の地域活性化に資する取組みを行ってきました。

その中で、日本における留学プログラムのサイトであるミドルベリー大学日本校（国際基督教大学内）から、人材育成や地域の活性化につながる交流の継続を図りたいとする申し入れがあったことを受け、連携に関する覚書の締結について報告をするものです。

1. 趣旨

本市は、2008年に国際交流推進方針を策定し、市の特性を踏まえた国際交流の展開を図るとともに、増加する外国人旅行者の受け入れ体制の整備をはじめ、笠間焼などの産業、スポーツといった広い範囲での国際交流を展開し、国際化に対応した事業の推進を図っている。

その中で、ミドルベリー大学は、創立から200年以上の伝統をもつアメリカ合衆国でも最難関大学の一つとなるリベラルアーツカレッジで、かつ、日本校に留学する学生は、日本語を2年以上学ぶことが必須の条件となり、また、地域が抱える問題点等を学び、コミュニティへの貢献を目的にした講義が実施されている。

以上を踏まえ、当該大学は、国際化に対応した人材（グローバル人材）の育成、インバウンド観光への対応、海外への情報発信といった本市が進める取組みへの貢献が期待できることから、連携協力に係る覚書を締結し、交流を図るものである。

【ミドルベリー大学の概要】

所在等：アメリカ合衆国バーモント州に所在するリベラルアーツカレッジ

※リベラルアーツカレッジ

一般的に総合大学に比較し小規模で、学部や大学院を持たないことが多い。

4年間で様々な分野の授業を履修し、2年終了時に先行を選択する。

学生数：約2,500名

その他：2018年大学ランキング（リベラルアーツカレッジ部門）第6位の評価を受ける最難関校に位置づけられる大学で、教育の質の高さに定評がある。日本を含む16カ国で留学プログラムを展開している。

日本校：国際基督教大学との連携協定に基づき、当該大学内に2010年に設置。

ミドルベリー大学以外の学生に対しても留学プログラムを提供し、学外での学びを尊重し、自らの特技や興味を生かしてコミュニティに貢献することを学ぶことを特徴としている。

【これまでの取り組み】

平成27年度：目的	外国人旅行者対応等の研究・提案 (芸術の森公園周辺フィールドワーク)
参加者	教員2名 学生9名
平成28年度：目的	再来訪の仕組みづくりの研究・提案 (笠間焼・栗等の地域資源フィールドワーク)
参加者	教員2名 学生6名
平成29年度：目的	外国人旅行者の受入環境向上の研究・提案 (門前通り周辺フィールドワーク)
参加者	教員2名 学生5名

2. 内容

(1) 目的及び連携協力事項

本市でのフィールドワーク等を通して、グローバル化が進展する中で必要となる多様な文化に対する相互理解を深めながら、人材育成と地域の活性化につながる交流を推進することを目的とし、次の3つについて連携、協力を行う。

【連携協力事項】

- ・ 体験を通じた文化の理解など人材の育成に関すること
- ・ 体験を通じた提案など地域の活性化に資すること
- ・ その他、市又は大学が求める取組みへの協力に関すること

(2) 締結の相手方

東京都三鷹市大沢三丁目10番2号

ミドルベリー大学日本校 所長 江田 早苗 (国際基督教大学 客員准教授)

(3) 締結日(予定) 平成30年8月1日(水)

【参考】協定大学一覧(平成30年4月1日現在)

学校名	協定締結日	主な取組
常盤大学	平成19年 5月24日	・学生ボランティア(マラソン大会) ・講師派遣(岩間中学校区コミュニティ・スクール事業, こども園家庭教育学級) ・委員等(子ども・子育て会議, 笠間市教育振興基本計画策定委員会)
淑徳大学	平成26年11月18日	・事業支援(発達障害児の早期発達支援事業) ・委員等(笠間市総合計画審議会, こども園設置運営法人選定委員会)
日本体育大学	平成28年 7月11日	・学生交流(市民運動会) ・講師派遣(幼児運動指導研修会)

笠間市・ミドルベリー大学日本校

文化交流都市づくりに向けた連携に関する覚書（案）

笠間市（以下「市」という。）及びミドルベリー大学日本校（以下「大学」という。）は、次のとおり連携に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大学における日本への留学期間を活用し、市でのフィールドワーク等を通して、グローバル化が進展する中で必要となる多様な文化に対する相互理解を深めながら、人材育成と地域の活性化につながる交流を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、市及び大学は次の各号に定める事項について、連携、協力を行う。

- (1) 体験を通じた文化の理解など人材の育成に関すること
- (2) 体験を通じた提案など地域の活性化に関すること
- (3) その他、市又は大学が求める取組みへの協力に関すること

2 上記に基づく交流を実施する際の詳細については、都度、市及び大学で協議及び合意の上で実施するものとする。

（事業に関する責任）

第3条 市及び大学は、連携及び協力して実施する事業について、第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた際には、直ちに問題解決のために市及び大学で協議の上、対応するものとする。

（知的財産権の帰属）

第4条 連携及び協力して実施する事業の成果（本覚書に基づく取組みで、新たに得られた発明、考案、意匠、著作物等一切の成果をいう。）にかかる知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権を受ける権利及びそれらに係る登録後の権利ならびに著作権をいう。）及び成果であって上記に該当しないもののうち、書面にて特定されたものの帰属については、市及び大学で協議の上、別に定めるものとする。

（機密の保持）

第5条 市及び大学は、この覚書の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この覚書が終了した後も同様とする。

（覚書の期間）

第6条 覚書の期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。なお、市及び大学のいずれかから解約の申し出が無い場合は、翌1年度間を期間として契約を継続するものとし、以後、同様の取り扱いとする。

（覚書の解約）

第7条 市及び大学は、解約希望日の3か月前までに相手方に書面で通知し、合意の上で、この覚書を解約することができる。

（その他）

第8条 この覚書に関し疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、市及び大学で協議の上、定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保存する。

平成30年 月 日

茨城県笠間市中央三丁目2番1号
笠間市長 山口 伸樹

東京都三鷹市大沢三丁目10番2号
ミドルベリー大学日本校所長 江田 早苗